

特別支援教育コーディネーターの役割とセンター的機能に関する一考察

— 小・中学校と特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの役割 —

A study on the functions as a center and roles of a special needs education coordinator

Focusing on the roles of a special needs education coordinator of elementary/junior high schools and special support schools

岡野 由美子
Yumiko Okano

要旨 (Abstract)

本稿では、特別支援教育コーディネーターの現状と今後の課題について考察する。平成29年度特別支援教育体制整備状況調査（文部科学省）によると、特別支援教育コーディネーターは、全国の公立小・中学校、高等学校において、ほぼ100%指名され、校内委員会も同様に実施されている。特殊教育が特別支援教育となった2007年の学校教育法の改正から10年を経過し、各学校における特別支援教育に関する校内の体制整備はほぼ整ってきたと言える。しかし、内容の充実についてはそれぞれの学校や地域ごとに違いがあることや、10年を経過し、担当教員の世代交代による引き継ぎも課題となっている。

このような課題から、H県の次世代育成と学校種間連携を主軸として実施したリーダー研修における成果と課題について考察し、特別支援教育コーディネーターの育成の今後の方向について展望する。

キーワード 特別支援教育コーディネーター、特別支援学校のセンター的機能、引き継ぎ

I. はじめに

小学校、中学校、高等学校における、特別支援教育コーディネーターの存在については認知され、知らないという教職員は今では少ないであろう。平成29年度特別支援教育体制整備状況調査（文部科学省）によると、特別支援教育コーディネーターの指名をしている公立学校は、小学校で100%、中学校で100%、高等学校で99.9%となっている。また、校内委員会を開催している学校は、小学校で100%、中学校で99.9%、高等学校で99.3%となっており、ほぼ全ての学校で特別支援教育コーディネーターの指名はなされ、校内委員会も開催されている。校内委員会の回数は、国公立の幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校のうち、46.1%が年間4回以上開催している。特別支援教育コーディネーターの役職は、小学校、中学校ともに、特別支援学級担任が担っているケースが最も多く、小学校で49.5%、中学校で47.1%となっている。一方、高等学校においては、通常の学級の副担任が29.8%と最も多い。また、養護教諭が16.0%が担当していることも特筆すべき特徴である。

このように、特別支援教育コーディネーターについて指名をし、校内委員会等を開催して支援体制を構築する動きは全国的に進み、どの学校でも概ね体制はできていると言える。

特別な支援を要する児童生徒について、適切な支援がなされ、どの子ども生き生きと学校生活を送ることができるような支援が行われつつあると考えて良いのではない。

しかし、一方で、障害者差別解消法の施行により合理的配慮の提供が義務化となったが、その合意形成について、学校と保護者間で困難を招くケースや、関係機関との連携が難しい地域があるなど、実際には各学校や地域ごとの課題や困難もあり、調査結果には現れない部分に課題があることがうかがわれた。

また、特別支援教育が始まって10年が経過した今、世代交代も課題となっている。特別支援教育コーディネーターは、専任で担当者を配置している学校は少なく、全体の3.1%しかいない。(平成29年度特別支援教育体制整備状況調査(文部科学省)による)つまり、ほとんどの教員が、学級担任等をしてながらコーディネーターの業務も担当している。コーディネーターが異動や退職となる場合、次の担当者に引き継ぐこととなるが、その業務の全てをすぐに理解し、校内全体の支援を担うことは難しい。次の世代への引き継ぎについても、大きな課題となっている。

II. 小・中学校、高等学校における特別支援教育コーディネーターの役割

(1) 小学校、中学校、高等学校における特別支援教育コーディネーターの役割

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」(文部科学省(2017))には、特別支援教育コーディネーターの役割について、詳しく述べている。表1に概略をまとめる。⁽¹⁾

表1 特別支援教育コーディネーターの役割

学校内の関係者や関係機関との連絡調整	学校内の関係者との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・校内委員会の企画・運営 ・支援を必要とする児童等の情報を収集 ・特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等校内の専門スタッフとを繋げていく連絡調整
	ケース会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース会議の計画、開催 ・保護者や外部の専門家等への参画依頼、調整 ・児童等の状況の共有、課題の明確化、今後の具体的な支援内容や方針の確認 ・校内委員会への報告 ・全校の教職員間の共通理解
	個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任以外の教員との共通理解と協力の依頼 ・各学級担任と連携して作成、活用 ・共通様式等の作成や作成行程の提示
	外部の関係機関との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談員や専門家チームとの連絡調整 ・特別支援学校(センター的機能)やその他教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連絡調整

		<ul style="list-style-type: none"> 地域の教育、医療、保健、福祉、労働機関やそれらが提供している支援内容等についての情報収集と整理 各教員や保護者への情報提供
	保護者に対する相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの相談対応 学級担任との連携 専門スタッフ等との情報共有 合意的配慮の提供にあたっての相談窓口
各学級担任への支援	各学級担任からの相談状況の整理	<ul style="list-style-type: none"> 児童等の情報の多面的な収集と整理 各学級担任自身が課題解決できる糸口を掴むための支援
	各学級担任とともに行う児童等理解と学校内での教育支援体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> 学級担任への助言 障害特性や行動背景、今後の対応等についての説明 実態把握とそれに基づく支援の提案 学級担任、校内委員会、学校全体との共有
	進級時の相談・協力	<ul style="list-style-type: none"> 個別の教育支援計画等の活用と引き継ぎ内容の整理 新旧の学級担任間で指導方針が異ならないよう、調整 進級先における支援内容について保護者への説明 進学・転学先の特別支援教育コーディネーターとの連携
巡回相談員や専門家チームとの連携	巡回相談員との連携	<ul style="list-style-type: none"> 相談日、相談者の調整 校内委員会への参加依頼
	専門家チームとの連携	<ul style="list-style-type: none"> 校内委員会への専門家チーム活用の提案 専門家チーム依頼に関する資料作成 保護者への説明と、個人情報の取り扱いについて 専門家チームの意見や助言に基づいた、個別の教育支援計画や校内支援の改善
学校ないの児童等の実態把握と情報收拾の推進		<ul style="list-style-type: none"> 早期支援体制の構築 校内支援体制の提案 研修の計画 学習面または黄道面において困難のある児童等に係る困難の状況の参考指標の使用等の提案 支援について、教職員に確認、改善

特別な支援を要する児童、生徒について、その実態を把握したり、発達障害等の診断のある児童生徒について、配慮すべき事項についての情報を得ることは、通常の学級を担任する教員には学級経営や学習指導上、欠かせない情報である。そして、具体的な指導・支援の方法を知り、個々に対応していくことが求められる。通常の学級では、一人一人への配慮や指導と、集団として高める指導という、両側面からの指導が大切となる。

特別支援教育コーディネーターは、通常の学級の担任の、学級経営や教科指導についても理解しつつ、さらに個別の指導、支援の方法などについて助言等を行ったり、相談先についてアドバイスをしたり相談機関と連絡を取り、つなぐ役割を果たしたりしている。

特別支援教育コーディネーターから通常の学級担任に対し、発達障害等のある児童生徒への関わり方等の助言を行ったり、学級経営や個別指導上気になることなどを助言し、それを効果的に生かしていけるような、学校としての体制を整えるためには、特別支援教育コーディネーターの任命や研修体制の構築などが必須である。そしてそれは、学校独自の方法に任せるだけではなく、管理職の理解を促すための研修を行うなど、様々な立場の職員への理解・啓発がなければより良い校内体制となりにくい。

校内で、特別支援教育コーディネーターが自身の役割を認識し、自覚と責任を持ち、職務にあたることができるよう、校内体制を整備することや、校外にその職務内容について理解・啓発を行うことも重要である。

また、特別支援教育コーディネーターを担う教職員自身が、その役割について理解し、周囲に広く周知を図ることも大切である。校内支援だけではなく、各関係機関との連絡、調整と円滑に行うためには、関係機関に出向いたり、個別の教育支援計画に記入されている児童生徒の療育や診断に関わっている関係機関と情報交換をすることなども必要となる。それを、学級担任に任せるだけではなく、時には同席したり、時には特別支援教育コーディネーターが中心となってケース会議を開くなど、イニシアティブをとった形での会議なども持つ必要がある場合もある。

実際には、特別支援教育コーディネーターは、前述の通り、専任で担当している教員は極めて少ない。通常の学級や特別支援学級を担任しながら、コーディネーターの業務をこなしているのが現状である。その中で、関係機関との連絡調整に主として関わったり、ケース会議等の企画、運営を行ったりすることは、負担が大きい。業務の負担軽減や、専任等の教員配置について、また資質の向上などについては、今後も課題であると考えられる。

(2) 特別支援学校のセンター的機能との関わり

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領には、特別支援教育に関するセンターとしての役割が次のように規定されている。⁽²⁾

小学校又は中学校の要請により、障害のある児童若しくは生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。

また、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（平成17年12月 中央教育審議会答申）において、特別支援教育に関するセンター的機能については、次のように述べられている。⁽³⁾

①小・中学校等の教師への支援機能 ②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能 ③障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能 ④医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能 ⑤小・中学校等の教師に対する研修協力機能 ⑥障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供機能の6点を具体的に示している。

このように、特別支援学校はその学校の特色を生かしつつ、地域の小・中学校等への支援を学校の体制を整備し、行う体制を整備している。しかし、特別支援学校の教育と小・中学校の教育は、教育形態やその指導法は異なる。特別支援学校の教育課程は、一人一人の障害の程度に応じ、個別の教育課程を組むのに対し、小学校・中学校の通常の学級では、学年に応じた教育課程や授業時数の基準が定められていて、学習指導要領に乗った学習内容を学級という集団で教育する。通常の学級にも、障害のある児童生徒が在籍していることもあり、その場合は個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、それに基づいた教育を行うことにはなるが、学習の内容は学習指導要領に定められたものをその学年で必ず履修しなくてはならず、そこが大きく異なる点である。学習についていきにくいからといって、下学年の内容に替えたり、習熟できるまで、何ヶ月も同じ内容を教えたりするということは、特別支援学級等の特別の教育課程を組むことができる場合しかできない。

そのようなジレンマを抱えつつも通常の学級で個別に対応をするということは、限界もある。そのような、特別支援学校と通常の学級との異なる特徴や実情を踏まえた上で、適切な指導・支援のためにどのようなことができるのか、共に考えることが大切となる。個別の関わりのみには焦点を当てたような助言を受けても、小・中学校の通常の学級の担任がその全てを受け入れることが難しく感じてしまえば、効果は期待できない。

小・中学校の特別支援教育コーディネーターが窓口となり、特別支援学校のコーディネーターと、より良い関係を築き、各学校の現状や課題を理解してもらい、その実情に立った上での助言等を受けることが大切であり、そのためには、相互理解が重要である。お互いに実情を理解することで、現場に応じた支援ができ、それぞれの教育がより良いものとなっていくと考える。

Ⅲ. リーダー研修の企画、実施

(1) 研修講座の概要

このようなことから、H県の特別支援教育センターでは、「リーダー研修」として、コーディネーターを対象とした研修講座を実施した。

1つは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、市町教育委員会担当者等を対象とした、「幼、小、中、高、次世代育成コーディネーター講座」である。この講座は、コーディネーターの役割、校内支援体制、保護者支援について理解を深めることと、地域の学校・関係機関等との連携の充実を図ることをねらいとして設定した。

もう1つは、特別支援学校を対象とした「特別支援学校 次世代育成コーディネーター講座」である。この講座は、コーディネーターの役割、センター的機能、保護者支援について理解を深めることと、地域の学校・関係機関等との連携の充実を図ることをねらいとして設定した。

講座の具体的な概要は下記に示した通りである。

(幼、小、中、高)次世代育成コーディネーター講座	第1回 6月	(講義) 特別支援教育コーディネーターの在り方 ・ 役割と資質・技能 ・ 自立活動
	第2回 10月	(実践発表、協議・演習) 地域における関係機関との連携 ・ 現状と課題 ・ 課題解決の工夫
	第3回 1月	(協議・講義) 地域連携の具体的実践 ・ 地域連携の充実
(特別支援学校)次世代育成コーディネーター講座	第1回 6月	(講義) 特別支援教育コーディネーターの在り方 ・ 役割と資質・技能 ・ 自立活動
	第2回 10月	(実践発表、協議・演習) 地域における関係機関との連携 ・ 現状と課題 ・ 課題解決の工夫
	第3回 1月	(協議・講義) 地域連携の具体的実践 ・ 地域連携の充実

(2) 具体的内容と、受講者の感想

1回目は、二つの講座それぞれに、特別支援教育コーディネーターの役割やその職務の内容、特別支援教育の基礎、基本的な内容について、講義を行った。次世代育成ということで、現在コーディネーターを担っている教員だけではなく、これまでの研修に参加していない者や、今後、コーディネーターとなる、次世代の教員も対象としたので、まずは基本的な内容を重視した内容となった。受講者の感想として、「特別支援教育コーディネーターとして、何をしたら良いかが明確になった。」「初めて担当になり、不安が大きかったが、少し、すべきことがわかってきた。」「まず、自分が一歩踏み出すことが大切であるということを学んだ。学校で早速、やろうと思う。」など、方向づけが明確になったことが、意欲にもつながっていることがうかがえた。

2回目は、2つの講座を合同で開催した。普段から、特別支援学校と地域の幼、小・中学校との関わりが密な地域もあれば、まだまだ充実した繋がりが無い地域もある。今回のこの研修でやっと顔合わせができるという地域もあった。受講者の総人数が多くなるため、地域ごとの開催とした。講義を踏まえて、各コーディネーターが、それぞれに実践したことをレポートとして持ち寄り、各地域ごとのグループを編成した。センター的機能のある特別支援学校のある地域の幼、小、中、高が同じグループになり、顔合わせから、それぞれの立場から見える現状について報告をした。

研修の場で顔合わせをしたり、地域ごとの具体的な打ち合わせなどを行うことは本来の研修の趣旨ではない。研修はあくまで実践を持ち寄り、それを協議することで新たな課題を見出したり、その解決について新たな知見を得るな

どし、各自が持ち帰ることが大切であると考え。地域ごとの打ち合わせは、地域ごとで行うものであるし、それは研修とはいえません。

しかし、地域ごとに差が大きかったり、はじめの一步が踏み出せていないという現状があるため、改めて自分の地域の状況に気づいたり、より実践に活かせるような、次に繋がる研修とするという観点もあり、このような形での研修となった。

自分の地域だけを見ていたのでは、その長所や短所に気づくことは難しい。他の地域と比べたり、評価基準をもとに検証したりしなければ、問題は明確とならない。その点では、この研修の場で様々な地域の実情を報告し合うことは、有意義であった。

受講者の感想は、「地域によって、様々な違いがあることを知り、驚いた。連携を深めている地域の実践を聞いて、これからもっと動いていくことが大切だと実感した。」「同じ地域にいても、普段、高校の先生と話すことがほとんどないので、とてもいい機会となった。中学校から高等学校へ進学する生徒が、スムーズに移行できるようにコーディネーターとして少しでも尽力できればと思った。」「特別支援学校のセンター的機能として、学校に来てもらうことはこれまでもあったが、今後も継続してつながりながら、学校としても、自分たちでできることを探っていかなければならないと感じた。」などの意見があった。ただの顔合わせや、難しさを共有するだけの時間とするだけでは、研修にはならないが、ややそこにとどまっていたグループがあったことは課題となった。全体的には、これを一步として、今後は各地域で実践につなげていけそうな感想が多く挙げられていた。次回は、各地域で行ったことをレポートとして持ち寄るということを課題として投げかけておき、次回の研修につないだ。

3回目は、年間の研修の総括とし、次年度以降を視野に入れ、それぞれの課題を明確にすることを中心にした内容とした。3回目は、特別支援学校のコーディネーターには、実際に行った地域支援について実践をまとめ、振り返り、成果と課題をグループで報告しあった。その中から、自分が次にすべきこと、目指すところなどを抽出し、全体で共有した。

幼、小、中、高の特別支援教育コーディネーターには、実際に連携をしての成果と課題について、グループで出し合い、次年度以降の課題について共有した。

受講者の感想としては、「コーディネーターとして、少しずつ何をすべきかが明確になった」「今は主担当が行なっていることが多いので自分がやる機会が少ないが、役割について理解できた。次に主担当になった時に、スムーズに引き継げるよう、頑張りたい。」「他の地域の実践が、色々と参考になった。研修で学んだことを地域実践に生かしていきたい。」などがあった。

(3) 成果と課題

本研修は、それぞれの特別支援教育コーディネーターの役割について理解し、各自が学校の実態や地域の状況に応じつつ、より良い連携を行うにはどのような進め方が良いか、どんな連携ができるかなど、実際的で実践的な内容となった。

やや、この研修が第一歩であり、まだまだ基本的な内容にとどまっている。特別支援教育コーディネーターの役割や制度については理解できたが、それだけでは不十分な研修だったと言える。

役割が理解できても、実際に各学校において、教職員への助言や研修などの理解・啓発を行ったり、児童・生徒の支援や保護者支援が実際に行ったりできることにはならない。学校で生かせるような知識・技能を習得しなければ、

実際の支援は難しい。今回の研修ではそのような内容が少なかったため、そこまでには至っていない。今回の受講者が、次年度の研修にも継続して参加することも視野に入れ、次年度の研修では、一人一人の資質、技能の向上にも重点を置いた内容を検討する必要がある。

IV. 成果と課題

(1) それぞれの学校種の相互の学び合う関係

幼稚園、小学校、中学校、高等学校も、特別支援学校も、それぞれの学校の特徴を知り、その上で相互に学び合える関係が望ましい関係であると考えます。

支援の前に、相手側のことを理解することが大切である。でなければ、無理難題を突きつけるだけになってしまったり、助言を受けてもそれを生かすことができなかつたりする。それでは意味がない。また、毎年同じことの繰り返しでは、いつまでたっても特別支援教育が全ての学校に息づいていかない。より良い関係を築き、保ち、開かれた学校として連携をしていくことは、児童生徒の多様な学びの場の充実にもつながる。「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年 文部科学省）では、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求すると共に、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。とされている。

多様で柔軟な場となるには、制度や環境整備はもちろん必要であり、そこについては、整いつつある。整っている環境を柔軟に利用し、教育的ニーズに応える対応をするのは、学校の教職員であり、担当者であるのではないか。それぞれの教育の場が充実することが大切であると同時に、担当者が、お互いを理解し、それぞれの長所も短所も知った上でお互いに学ぶべきは学び、さらなる充実を目指していくことが児童生徒の学びの場の充実にもつながると考える。

(2) 自立し、チーム学校としての組織づくり

小学校、中学校、高等学校が、それぞれの学校ですべてはできるだけ対応ができることが望ましい。決して独りよがりにはならず、関係機関との連携を必要に応じて行い、多方面からの意見や助言をもらいながら支援をしていくことは大切であるが、まずは自校において、対応が必要なケースについて、学校として対応できることを目指すのもまた大切である。チームとしての学校の組織力を発揮して、ケースに対応していくことが大切である。

V. 終わりに

学習指導要領が改訂となり、小学校・中学校の全ての学級において、障害のある児童生徒等に対する配慮、支援について規定された。

小学校、中学校において、特別な支援を要する児童生徒への指導方法や内容の工夫を行うことは、何も特別なこととして考えるのではなく、どの学校でも、どの教員も、当然のこととして考えることができるよう、特別支援教育コーディネーターが意識的に取り組む必要がある。

特別支援教育コーディネーターは、その職務の特性上、一朝一夕に何もかもできるわけではない。数年間担当するこ

とや、現担当者に任せっきりでなく次世代の後継者の育成ができる校内体制を構築すること、また、専任として配置することも効果的な方法かもしれない。教員の配置は学校だけで考えられることではないが、その他のことについては、学校として取り組むことが大切となる。担当者が変わると、また一から始まりということではなく、積み上がっていくように、それぞれの担当者、管理職をはじめ、全ての教職員が理解することが重要である。

【引用文献】

- (1) 文部科学省(2017) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～p29~31
- (2) 文部科学省(2017) 特別支援学校幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領 p73
- (3) 中央教育審議会答申(平成17年) 特別支援教育を推進するための制度の在り方について 第3章2

【参考文献】

- ・文部科学省(2018) 平成29年度特別支援教育体制整備状況調査
- ・文部科学省(2017) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～
- ・文部科学省(平成24年) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)